国の責任による介護従事者の処遇改善等に関する意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、 介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も 含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっている。介護職 員の不足の解決にあたっては、国を挙げて果たすべき急務だと考える。

政府は介護職員に対して「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」、 施設内でのキャリア検定制度の活用等により賃金引上げへの対策を講じているが、介護現場で キャリアを積んだ居宅支援事業所の介護支援専門員は対象外とされ、関係団体より対象に含め るよう声が上がっている。また、介護職員の賃金は全産業平均と比較するといまだ月額8万円 低いとされ、更なる処遇の改善が必要である。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、介護従事者の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっているが、国の負担が4分の1となることから「サービス利用者、被保険者に新たな負担が発生する」(全国市長会)といった批判が出ているところである。

よって、あきる野市議会は、国に対し、地域の介護サービスが持続可能なものとなるよう、 下記事項について、特段の配慮を求めるものである。

記

- 1 令和4年10月以降の臨時報酬改定及び更なる賃金の引上げについて国費による助成を 含め検討を行っていくこと。
- 2 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」等を取得しない理由に 事務手続きの煩雑さがあるため、簡素化に最大限努めること。
- 3 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員 等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運 用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 4 介護職員処遇改善加算等の対象者を居宅支援事業所の介護支援専門員まで拡大すること。 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年3月25日

東京都あきる野市議会 議長 中 嶋 博 幸

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣